



令和3年5月10日現在

兵庫県において発令されている新型コロナウイルスに係る「緊急事態宣言」が5月末まで延長されました。

連合会では感染防止対策をとりつつ、各種講習は予定通り実施しております。宣言発令期間中（4月25日～5月31日）における取扱いは、以下の通りとしますのでお知らせします。

今後の情報については、このページをご覧ください。

[「新型コロナウイルス感染症の対応について」はここをクリックしてください](#)

「緊急事態宣言」期間における対応について

この期間に当連合会が行う講習については次の通り取り扱います。

- (1) 当該宣言期間に実施する講習について、事前に申し出のあった場合については受講日変更の取扱いを行うこととします。

(通常の場合、2週間以上前のお申し出により受講日変更の取扱いを行っています。)

- (2) なお、発熱等の風邪症状がみられる方は受講を見合わせてください。受講日の変更を行いますので前日又は当日の講習開始時刻までに当連合会へご連絡をお願いします。その際は、病院を受診される場合は、診療の明細のわかる書類の提出をお願いしますが、受診が出来ない場合は事業主の証明の提出をお願いします。(従前からの取扱い)